

大野町の建築物等における木材利用推進方針

(趣旨)

第1 この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)第12条第1項の規定に基づき、岐阜県が定める「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して、建築物等の木造化・木質化等の更なる推進を図ることを目的に、「建築物等における木材利用推進方針」を定めるものとする。

(基本方針)

第2 この方針は、町が整備する公共建築物等において、費用面で著しく合理性を欠かない範囲で、間伐材をはじめとする地元産木材を積極的に利用した木造化・木質化を推進することにより、町民に木材の持つ優れた特性を提供するとともに、地元産木材の利用拡大を図るものとする。

(用語の定義)

第3 この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 公共建築物とは、町が事業主体となり整備する福祉施設、医療施設、スポーツ施設、文化・交流施設等の建築物及び工作物をいう。
- (2) 建築とは、新築、増築及び改築をいう。
- (3) 木造化とは、公共建築物の構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、小屋組等)の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (4) 内装木質化とは、公共建築物の天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (5) 地元産木材とは、揖斐郡内又は岐阜県内の森林から生産された木材をいう。

(公共建築物等における木材の利用の目標)

第4 公共建築物等における木材の利用の目標は、次のとおりとする。

- (1) 建築工事における利用の推進

建築工事のうち、町が整備する公共施設の建築にあたっては、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、低層の建築物は、原則として木造化を図るものとする。

また、木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、町民の目に触れる部分を中心に積極的に内装木質化を図るものとする。

(2) まちづくりにおける利用の推進

公園、文化施設周辺等、多数の町民に親しまれるとともに、周辺環境と調和が求められる施設など、木材利用のPR効果の特に高いものの整備にあたっては、積極的に地元産木材を利用するものとする。

(3) 備品等における利用の促進

住民の憩いとなる公園のベンチなど地元産木材を原材料に使用した備品等を積極的に導入するものとする。

(4) 土木工事における利用の推進

土木工事にあたっては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、積極的に地元産木材を利用するものとする。

(利用促進のための環境整備)

第5 町は、木材関係者と連携し、公共建築物等の利用に適した木材の供給体制を整備し、地元産木材を利用しやすい環境を整えるものとする。

(その他留意事項)

第6 この方針の運用にあたっては、町有施設整備等のコスト削減に取り組む必要性に十分留意する。

附 則

この方針は、平成24年12月1日から適用する。

この方針は、令和6年3月22日から適用する。